

大阪府本庁舎自動販売機設置事業者募集要項

大阪府総務部 庁舎室庁舎管理課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

(1) 自動販売機本体

所在地	設置場所	外形寸法		最低使用料 (税抜き/年額)
		幅	奥行き	
大阪市中央区大手前 3丁目2-12	【既設】大阪府本庁舎 別館1階 エレベーター前	1.40m 以内	0.75m 以内	19,000円

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。

(2) 設置する自動販売機

次の要件を満たす自動販売機本体を大阪府本庁舎別館内1か所に1台設置すること。

- ① 当該自動販売機については、キャッシュレス決済型（現金併用）自動販売機とすること。仕様については、自動販売機に装備された端末機に各種カードやQRコードをかざすことで決済可能な各種電子マネー（交通系を含む）を5種類以上利用できる機能を有すること。
- ② 当該自動販売機は、災害対応型自動販売機（フリーベンド）とすること。（フリーベンドの仕様については、メーカー標準仕様とする。）設置事業者は、災害時に避難者等に対し、災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することとし、大阪府から要請があった場合に協力するものとする。

なお、在庫飲料の提供に必要な鍵の受け渡し等、詳細については別途大阪府と協定等を締結していただきます。（無償提供の対象となる「災害時」とは、設置場所である大阪市内において、震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生し、大阪府に災害対策本部が設置された場合を想定しています。）また、飲料の購入者等が、「災害対応型自動販売機であること」を認識できるよう表示等を工夫すること。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア. 成年被後見人
- イ. 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ. 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ. 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ. 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ. 破産者で復権を得ない者
- キ. 大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

- ア. 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ. 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - カ. 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 公募条件

自動販売機 1 か所 1 台分を公募します。

ア. 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日とします。令和 6 年 4 月 1 日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として 1 年毎に申請を行うことにより、最長、令和 10 年 3 月 31 日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

イ. 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き）に、消費税相当額を加えた額をもって年額使用料とします。

年額使用料は、年度ごとに大阪府の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

ウ. その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は電気使用料のみとし、全額を設置事業者の負担とします。電気使用料（設置期間が 1 年に満たない場合はその期間の額）を当該期間の終了時の大阪府が指定する期限までに全額納入してください。

電気使用料は、子メーターを設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額、子メーターを設置しない場合は、以下のとおり積算して得た額とします。なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

※子メーターを設置しない場合の電気料金の積算式（1 年間設置の場合）

$(\text{定格消費電力} + \text{電熱装置定格消費電力}) \times 0.25 \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times \text{電気料金単価 (年平均単価)}$

カタログ等で平均消費電力等が示されている場合は、上記の定格消費電力をそれに置き換える。

いずれも 60Hz の場合の消費電力を使用。

エ. 設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。

据付方法を原因とする事故が発生した場合の責任は、すべて設置事業者にあるものとします。

オ. 電源配管等の施工方法

電源配管等の施工は、第1種電気工事士の有資格者が行うものとします。工事の実施前に日時及び施工者等を記載した作業連絡書を作成・提出の上、大阪府の了解を得てください。

カ. 自動販売機の搬入経路について

別館出入口に、機械式ゲートを設置しているため、自動販売機の搬入経路については担当者と事前に調整のうえ搬入してください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ア. 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- イ. 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ウ. 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- エ. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- オ. 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- カ. ペットボトル飲料の選択ボタン数または商品種類（同一商品を1種類とする。）の割合を、全体の1/3以下とすること。

※おおさかプラスチックごみゼロ宣言をうけて、環境面に配慮した仕様とします。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア. 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを府に提出しなければなりません。
- イ. 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- オ. 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

(1) 自動販売機の売上実績（売上額は、設置事業者の申告によるものです。）

設置場所	R4年4月～R4年11月の売上額	備考
大阪府本庁舎別館 1階 エレベーター前	3,319,160円	同一建物内の自動販売機数 1階：2台、4階、8階：各1台

(参考)・大阪府本庁舎別館勤務者数（R4年5月現在） 別館（約1,600人）

・1階：庁舎売店。※庁舎内の利便性向上のため複数設置する場合があります。

5 応募申込手続き

(1) 応募申込方法 ※必ずご持参ください。

申込受付期間 令和5年2月13日(月)～令和5年2月27日(月)
【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
提出先 大阪市中央区大手前3丁目2番12号(大阪府庁別館1階)
大阪府総務部 庁舎室庁舎管理課 庁舎管理グループ

(2) 必要な書類 (各1部)

- ア. 応募申込書 (大阪府所定様式)
- イ. 誓約書 (大阪府所定様式)
- ウ. 販売品目 (大阪府所定様式)
- エ. 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し
- オ. 参考資料 (ペットボトルの回収処理方法について)

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、大阪府が設定する最低使用料以上の金額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値(値下げ)等は、審査の対象としません。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和5年3月上旬の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定者の応募価格(税抜き)、決定年額使用料(税込)及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和5年3月13日(月)までに、次の行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ア. 行政財産使用許可申請書 (大阪府所定様式)
- イ. 設置場所の図面
- ウ. 設置する自動販売機のカタログ (寸法、消費電力のわかるもの)
- エ. 証明書類 (発行日から3か月以内のもの)
<法人の場合>…法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、委任状
<個人の場合>…印鑑証明書 (市役所 (町村役場) 発行のもの)
- オ. 自動販売機の管理関係証明書 (大阪府所定様式)
- カ. 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者 (応募者) と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- キ. 自動販売機設置日時等連絡票 (大阪府所定様式)

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府総務部 庁舎室庁舎管理課 庁舎管理グループ（行政財産使用許可担当）

[所在地] 大阪府中央区大手前3丁目2番12号

[代表電話] 代表電話 06-6941-0351（内線）2255

応募申込書
<清涼飲料水自動販売機>

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所(所在地) (〒 -)

氏名
〔 法人名 〕
代表者名
(事務担当者)
所属部署
氏名
電話

大阪府本庁舎自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置場所及び提案使用料

設置場所	応募価格(税抜き)	(円)
大阪府本庁舎 別館1階 エレベーター前		0 0

- ※ 1. 応募価格内訳(税抜き)は、大阪府が設定する各最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格(税抜き)は、物件の年額合計を百円単位(税抜き)で記入してください。なお、応募価格(税抜き)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書(大阪府所定様式)
- ② 販売品目(大阪府所定様式)
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

3 その他

※設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

[]

誓 約 書

私は、大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、大阪府本庁舎自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府本庁舎自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
代表者名

【応募者氏名(法人名)】 _____

販 売 品 目

メーカー名	商 品 名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準価格 円	売 値 円	備 考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格（内容量）、容器の種類、標準価格（税込額）、売値（税込額）を記載する。
2. 容器の種類欄には「缶・ビン・PET ボトル・紙パック」のいずれかを記載する。
3. 応募者が設置を希望する自動販売機のカatalogを必ず添付すること。

自動販売機の管理関係証明書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所（所在地）（〒 — ）

氏名
 (法人名)
 代表者名
 (事務担当者)
 所属部署
 氏名
 電話

大阪府本庁舎に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物件番号		設置場所	
------	--	------	--

【個別業務の実施企業名】

業務区分	企業名/担当所属	連絡先（電話番号）
自販機の所有者		
設置管理責任		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他 ()		
その他 ()		

※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

大阪府総務部 庁舎室庁舎管理課 庁舎管理グループあてメールにて送信してください。

Mail choshakanri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

自動販売機設置日時等連絡票

事業者名			
担当者名		連絡先 電話番号	

設置日時	据付工事業者名	搬入車両	
月 日 () 時 分頃		車種 台数	・普通車 台 ・その他 (台) <車種 >
		表示等	※車両ナンバー記載